

平成30年度保育料についてのお知らせ 【保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所など】

1 保育料の決定方法

- ・ 保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。
- ・ 平成30年4月分～8月分の保育料は平成29年度分市町村民税額、9月分～翌年3月分の保育料は平成30年度分市町村民税額に基づいて決定します。
- ・ 平成29年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、平成29年度分市町村民税額が確認できる書類、平成30年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、平成30年度分市町村民税額が確認できる書類の提出が必要です。
- ・ 祖父母等と同居している世帯で、次の①と②の両方に該当する場合は祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして祖父母等の市町村民税額を基に、保育料を決定します。
平成30年4月分～8月分の保育料の場合（9月分～翌年3月分の保育料の場合は、1年新しいものに切り替わります。）
 - ① 父母の平成29年度分市町村民税が非課税かつ父母の平成28年中収入の合算額が、100万円未満であること。
 - ② 同居の祖父母等の平成29年度分市町村民税が課税されていること。※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。
- ・ 保育料の支払い先は利用する施設によって異なりますが、保育料の決定方法や保育料の額は同じです。（事業所内保育事業所（従業員枠）の保育料は、広島市が定める額を上限として事業主が設定します。）

2 保育料の支払い先

公立保育園、公立認定こども園（保育認定）、私立保育園の保育料は、広島市が支払い先となります（私立保育園の延長保育料は、私立保育園が支払い先となります）。私立認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所）は、施設・事業者が支払い先となります。

3 保育料の口座振替について

保育料の納付は、納め忘れがないよう指定預貯金口座から毎月自動的に引き落としさせていただく口座振替が便利ですので、ぜひ御利用ください。

口座振替の申込みは、区保健福祉課（東区については福祉課）又は保育園に備え付けの口座振替依頼書により行ってください。

4 保育料の切替手続きについて

「1 保育料の決定方法」のとおり、平成30年9月分～翌年3月分の保育料は平成30年度分市町村民税額に基づいて決定します。平成30年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、広島市以外で市町村民税が課税されますので、平成30年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（※）」等）の提出が必要です。

※ 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税納税通知書」又は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。

5 保育料の額について

平成30年度保育料は次のとおりです。

階層区分		保育料月額				
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部（※5参照） 平成27年4月2日以降にお生まれのお子さん		3歳以上児（2号認定） 平成27年4月1日以前にお生まれのお子さん		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C 1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が 39,600 円未満	7,200	7,050	5,250	5,150
C 2		所得割合算額 39,600 円以上 44,100 円未満	8,000	7,850	6,050	5,900
C 3		44,100 円以上 48,600 円未満	9,200	9,000	7,250	7,100
C 4		48,600 円以上 54,000 円未満	10,700	10,500	8,450	8,300
C 5		54,000 円以上 59,000 円未満	12,200	11,950	10,200	10,000
C 6		59,000 円以上 64,000 円未満	14,250	14,000	12,450	12,200
C 7		64,000 円以上 79,000 円未満	18,750	18,400	17,050	16,750
C 8		79,000 円以上 97,000 円未満	23,850	23,400	19,850	19,500
C 9		97,000 円以上 114,000 円未満	29,750	29,200	21,200	20,800
C 10		114,000 円以上 133,000 円未満	35,800	35,150	22,600	22,200
C 11		133,000 円以上 151,000 円未満	41,600	40,850	24,000	23,550
C 12		151,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,700	25,300	24,850
C 13		169,000 円以上 205,000 円未満	49,800	48,950	26,650	26,150
C 14		205,000 円以上 256,000 円未満	52,450	51,550	28,500	28,000
C 15	256,000 円以上 301,000 円未満	55,450	54,500	30,300	29,750	
C 16	301,000 円以上 397,000 円未満	57,250	56,250	31,250	30,700	
C 17	397,000 円以上	62,400	61,300	34,050	33,450	

認定区分	対象	該当施設
2号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳以上児	保育園、認定こども園
3号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所 （事業所内保育事業所の従業員枠は除く）

※1 標準時間とは1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間とは最長8時間の認定区分の方を示します。

※2 保育料の算定の基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除をする前の税額です。

※3 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の

階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき保育料の額を遡って変更（平成29年度市町村民税額の場合は4月まで、平成30年度市町村民税額の場合は9月まで遡ります。）し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくことになります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

※4 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の合計所得割額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

※5 平成30年度中にお子さんが3歳（2号認定）となった場合でも、平成30年度末までは3歳未満児の保育料となります。

※6 保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、かつ、上記までの規定により、次表に掲げる階層に認定された場合の保育料月額は、当該世帯の階層区分及び乳幼児の年齢区分等に応じて、次表に掲げる額とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

階層区分	納入通知書等への表示	3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部）		3歳以上児（2号認定）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1階層	C1*階層	円 1,850	円 1,810	円 930	円 910
C2階層	C2*階層	2,090	2,050	1,110	1,090
C3階層	C3*階層	2,450	2,400	1,380	1,350
C4階層	C4*階層	3,210	3,150	1,870	1,830
C5階層	C5*階層	3,660	3,590	2,260	2,220
C6階層	C6*階層	4,270	4,190	2,760	2,710
C7階層※	C7*階層	5,620	5,520	3,780	3,710

※所得割額が77,101円未満の世帯が対象のため、所得割額が77,101円以上の世帯は対象となりません。

※7 平成30年9月分保育料から、未婚のひとり親（※）の世帯を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。婚姻歴のないひとり親世帯は、保育料が軽減される場合がありますので、該当の方は、各区保健福祉課（東区については福祉課）へ御相談ください。

※未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母（父）となり、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない方のことをいいます。

※8 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、平成30年9月分以降の保育料については、変更前の税率（6%）で階層区分を認定します。税率変更による保育料への影響はありません。

6 時間外保育及び延長保育について

やむを得ない事情のため、標準時間認定及び短時間認定で定められた保育時間を超えて保育を延長する必要があると福祉事務所長が認めた乳幼児に係る時間外保育及び延長保育の保育料の額は、次表のとおりとします。

なお、私立保育園の時間外保育及び延長保育の保育料は、各私立保育園で決定しますので、入園している私立保育園へお問合せください。

区分	実施時間	保育料の額
短時間保育に係る時間外保育	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額とします。
延長保育	午後6時30分から午後7時30分まで	標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)とします。

※実施時間は公立保育園及び公立認定こども園のものです。

7 保育料の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園した乳幼児の入園月又は退園月の保育料の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割り計算しません。

- (1) 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

8 保育料軽減について

① 多子軽減について

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育園等(※)に入園されている場合、小学校就学前のお子さんのうち、上から2人目のお子さんは保育料が半額、3人目以降のお子さんは保育料が無料となります。

※ 保育料多子軽減の算定対象となるお子さんは次の施設又は事業を利用している場合です。
保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童

軽減を受けるためには、保育園が所在する区の保健福祉課(東区については福祉課)に在籍証明書の提出が必要です(保育園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の場合は、在籍証明書の提出は不要です)。なお、在籍証明書は毎年度提出が必要です。

② 多子世帯の保育料軽減の拡大(第1子の年齢上限撤廃)

平成28年度から、世帯の市町村民税所得割合算額(以下「所得割合算額」といいます。)が57,700円未満(「5 保育料の額について」の※2及び※4の規定による額です。)で、生計を同一にするきょうだい等(養子等も含みます)がいる場合、第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

対象となる可能性のある世帯は、保育料階層区分がC1～C5となっている世帯です。ただし、C5階層は所得割合算額が54,000円以上59,000円未満のため、C5階層であっても所得割合算額が57,700円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

平成27年度までは、上記①のとおり、小学校就学前までのお子さんが保育園等に入園されている場合に限り保育料の軽減を行っていましたが、所得割合算額が57,700円未満であれば、生計を同一にするきょうだい等がいる場合は、年齢制限を撤廃し、最年長のきょうだい等から1人目と数えることとなりました。

なお、そのきょうだい等と別居していても、就学、療養等の都合上別居し、余暇には起居を共にすることを常例としている場合、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとします。

③ ひとり親世帯等の保育料軽減の拡充

ひとり親世帯等で所得割合算額が77,101円未満（「5 保育料の額について」の※2及び※4の規定による額です。）の場合、平成28年度から、第1子の保育料は半額となりましたが、平成29年度からは、第1子の保育料は「5 保育料の額について」の※6の表の額となっています（第2子以降の保育料は、平成28年度に引き続き無料となります）。

対象となる可能性のある世帯は、「5 保育料の額について」の※6にある（1）～（4）に該当する世帯で、保育料階層区分がC1～C7となっている世帯です。ただし、C7階層は所得割合算額が64,000円以上79,000円未満のため、C7階層であっても所得割合算額が77,101円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

なお、上記①～③に該当しなくなった場合は、保育料の負担軽減措置が適用されなくなり、遡って保育料をお支払いいただくこともあるため、お早めに区保健福祉課（東区については福祉課）へ御相談ください。

また、「4 保育料の切替手続きについて」にあるように、9月分保育料からは平成30年度分市町村民税額に基づいて決定するため、4月分～8月分の保育料は上記②及び③の対象となっても、9月分保育料からは対象とならないことがあります（4月分～8月分の保育料が対象でなくても、9月分保育料から対象となることもあります）。

【参考】

上記②の例

	平成27年度まで	平成28年度から
第1子：高校1年生（16歳）	小学生以上の子どもは多子軽減のカウントに含めない。	第1子としてカウント
第2子：小学校2年生（7歳）		第2子としてカウント
第3子：年長（5歳）	第1子として保育料全額	第3子として保育料無料
第4子：年少（3歳）	第2子として保育料半額	第4子として保育料無料

※所得割合算額が57,700円以上の場合は、平成27年度までと同様に保育料を算定します。

上記③の例 1

	平成 27 年度まで	平成 28 年度	平成 29 年度から
第 1 子：年長（5 歳）	第 1 子として保育料全額	第 1 子として保育料半額	第 1 子として「5 保育料の額について」の※6 の表に掲げる額
第 2 子：年少（3 歳）	第 2 子として保育料半額	第 2 子として保育料無料	第 2 子として保育料無料

※所得割合算額が 77,101 円以上の場合は、平成 27 年度までと同様に保育料を算定します。

上記③の例 2

	平成 27 年度まで	平成 28 年度から
第 1 子：小学校 2 年生（7 歳）	小学生以上の子どもは多子軽減のカウントに含めない。	第 1 子としてカウント
第 2 子：年長（5 歳）	第 1 子として保育料全額	第 2 子として保育料無料
第 3 子：年少（3 歳）	第 2 子として保育料半額	第 3 子として保育料無料

※所得割合算額が 77,101 円以上の場合は、平成 27 年度までと同様に保育料を算定します。

9 保育料の変更について

「8 保育料軽減について」以外に、次のような場合には、保育料を変更できることもありますので、このような場合は、お早めに区保健福祉課（東区については福祉課）に御相談ください。

- ① 保護者のみなさまの家庭状況（世帯構成）に変更があった場合、長期間にわたって事実上のひとり親世帯である場合。
- ② 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料を決定している世帯で、父母の現在の収入額が年額で 100 万円以上になることが見込まれる場合。
- ③ 保育園に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいも保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合。

10 保育料の納付について

保護者のみなさまに負担していただく保育料は、給食費、教材費、保育士職員等の人件費、光熱水費などの保育園の運営の経費の一部に充てられ、大変重要な財源の一つとなっています。

このことについて十分御理解をいただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

なお、納付期限までに保育料を完納されないため督促を受け、督促状に記載された指定期限までにこの保育料や延滞金を完納されない場合には、地方税の滞納処分の例により、差押えなどの処分を受けることになります。

11 問合せ先

中区保健福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区保健福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区保健福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602

南区保健福祉課 TEL (082) 250-4131
 FAX (082) 254-9184
 西区保健福祉課 TEL (082) 294-6342
 FAX (082) 294-6311

安芸区保健福祉課 TEL (082) 821-2813
 FAX (082) 821-2832
 佐伯区保健福祉課 TEL (082) 943-9732
 FAX (082) 923-1611

【参考】

保育料階層区分については、市町村民税の納税通知書に記載されている市町村民税額を御確認ください。

なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり（特別徴収、普通徴収）、市町村民税の通知書の様式も異なります（通知書の様式は、市町村ごとに異なります）。

納税通知書の見方は、次のとおりです。

① 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

主に給与所得者の方の例

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の 通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与	賞与	不利益配当	譲渡所得	雑所得	総所得 ③
所得	給付金						
所得	その他						

税額控除前所得割額④ - ※税額控除額⑤ (例えば 1,500 円)
 = 保育料算定の基となる市町村民税の所得割額です。

所得	雑所得	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除 (摘要)

所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、
 均等割額⑦(市町村民税)に基づいて保育料を算定します。

市	税額控除前所得割額④	
民	税額控除額⑤	
税	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県	税額控除前所得割額④	
民	税額控除額⑤	
税	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
額	差引納付額(⑩-⑪+⑨,⑩)	
	変更前税額⑫	
	増減額(⑧-⑫)	
	変 更 月	月


見本

- ※ 1 税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は、決定通知書の裏面を御確認ください。
- ※ 2 税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別控除等の税額控除が含まれています。
保育料算定にあたり、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。
- ※ 3 保育料は市町村民税額を基に算定します。県民税額は含みません。
- ※ 4 平成30年度分の市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式により算出した額に、8分の6を乗じて得た額が、平成30年9月分～翌年3月分の保育料算定の基となる市民税の所得割額の目安となります（後述の②も同様です）。

② 市民税・県民税納税通知書

主に事業をなさっている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）

複写 複写 複写 複写

広島市長 

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">通知書番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">賦課決定理由</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 税 額</td> <td style="text-align: right;">(A)</td> </tr> <tr> <td>給与からの特別徴収税額</td> <td style="text-align: right;">(B)</td> </tr> <tr> <td>年金からの特別徴収税額</td> <td style="text-align: right;">(C)</td> </tr> <tr> <td>普通徴収税額</td> <td style="text-align: right;">(A)-(B)-(C)=(D)</td> </tr> <tr> <td>充 当 額</td> <td style="text-align: right;">(E)</td> </tr> <tr> <td>充 当 後 納 付 額</td> <td style="text-align: right;">(D)-(E)=(F)</td> </tr> </table>	通知書番号		賦課決定理由		年 税 額	(A)	給与からの特別徴収税額	(B)	年金からの特別徴収税額	(C)	普通徴収税額	(A)-(B)-(C)=(D)	充 当 額	(E)	充 当 後 納 付 額	(D)-(E)=(F)
通知書番号																	
賦課決定理由																	
年 税 額	(A)																
給与からの特別徴収税額	(B)																
年金からの特別徴収税額	(C)																
普通徴収税額	(A)-(B)-(C)=(D)																
充 当 額	(E)																
充 当 後 納 付 額	(D)-(E)=(F)																

◎ 問合せ先については、裏面を御覧ください。

普通徴収税額の内訳

期 別	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)	第4期(12月)
納 期 限	平成30年7月2日	平成30年8月31日	平成30年10月31日	平成31年1月4日
普通徴収税額	円	円	円	円
充 当 額	円	円	円	円
充 当 後 納 付 額	円	円	円	円

見本

年金からの特別徴収税額の内訳（公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月）

徴 収 月	平成30年4月	平成30年6月	平成30年8月	徴 収 月	平成30年10月	平成30年12月	平成31年2月
仮特別徴収税額	円	円	円	特別徴収税額	円	円	円

徴 収 月			
仮特別徴収税額	円	円	円

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

市民税・県民税の課税の明細

※市民税と県民税の合計税額は、税源移譲（税率の移し替え）による変更は生じません。

所得金額	所得控除額		課税標準額及び算出所得割額				
	控 除 額	控 除 率	算 出 区 分	課税標準額	市民税	県民税	
				算出所得割額①	円	円	
				調整控除額	円	円	
				調整税額	円	円	
				算出所得割額① - 調整控除額 - 調整税額	円	円	
				= 保育料算定の基となる市町村民税の所得割額です。			
			生命保険料控除	円	円	円	
			地震保険料控除	円	円	円	
			障害者控除	円	円	円	
			寡婦(夫)控除	円	円	円	
			勤労学生控除	円	円	円	
			配偶者控除	円	円	円	
			配偶者特別控除	円	円	円	
			寄附金税額控除	円	円	円	
			税額控除合計②	円	円	円	
			所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、均等割額④(市町村民税)に基づいて保育料を算定します。	均等割額④	円	円	
			控 配	本人該当区分	税 額 控 除 額 合 計 ②	市 民 税	県 民 税
			一般 老人 寡婦 特寡 寡夫 特障 普障 勤学		差引所得割額 ①-②=③	円	円
			繰越控除額		均 等 割 額 ④	円	円
			扶養親族該当区分		年 税 額 ③+④=A	円	円
			特定 老人 同老 16歳未満 その他 特障 同障 普障				

※保育料は市町村民税額を基に算定します。県民税額は含みません。